

令和6年第5回 新座市教育委員会 臨時会
会 議 録

招集期日	令和6年9月11日 午後1時			場所	市役所第二庁舎3階教育長室			
開閉日時 及び宣告者	令和6年9月11日 午後1時 開会			宣告者	金子 廣志			
	令和6年9月11日 午後1時15分 閉会			宣告者	金子 廣志			
教育長	金子 廣志							
委員	議席番号	氏 名		出・欠	議席番号	氏 名		
	1	鈴木 松江		○	2	小泉 哲也		
	3	脇田 美保子		○	4	宮瀧 交二		
出席職員	①教育総務部長		—	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長		—	③教育総務課長	
	④中央公民館長		—	⑤中央図書館長		—	⑥学校教育部長	
	⑦学校教育部副部長兼学務課長		○	⑧教育支援課長		—	⑨教育相談センター室長	
	戸川真理子							
会議事件名	発 言 者			発 言 の 要 旨				
開会	教育長			令和6年第5回新座市教育委員会臨時会を開会する。 午後1時				
議案第30号	教育長			議案第30号「新座市教育委員会事務局職員の人事異動について」を審議することとする。本議案は人事案件につき非公開としてよいか。				
	各委員 教育長			承認 では、非公開とする。 (非公開)				
	教育長			議案第30号は、承認する。				
議案第29号	教育長			議案第29号「令和7年度当初新座市教職員人事異動方針について」を学務課長から説明願う。				
	学務課長			本議案は、参考として配布した資料のとおり、令和6年8月23日付けで、埼玉県教育委員会より令和7年度当初教職員人事異動方針及び細部方針が示されたので、本市として、令和7年度当初新座市教職員人事異動の方針を決定するため上程するものである。 県の人事異動方針及び人事異動細部方針では、昨年度と大きな変更点はない。県からの説明でも、文言修正が2点、「さいたま市を除く」が「さいたま市立学校を除く」になったこと、また、一部「新採用」が「新規採用」になったことのみであった。 本市の方針としては、県の文言修正に合わせ、1基本方針の(5)「新採用」を「新規採用」と改めているが、それ以外の変更はしていない。一般人事は同一校10年以内とし、特に7年以上の者は積極的に異動を行う。また、経験人事は初任から3年以上、6年以内の者が対象で、原則市町村間の異動となる。教職員組織の均衡や充実に図り、適材適所の人事を推進していく。また、人事				

閉会	教育長	<p>は来年度以降の各校の教育力の源であるとともに、教職員一人一人の大きな人生の転機ともなるため、各校長への丁寧な説明を行い、校長には意向確認を更に丁寧に行いながら人事事務を進めるよう指導していく。</p> <p>本件について、質疑はあるか。</p>
	学務課長	<p>「新採用」と「新規採用」の意味合いの違いはあるのか。</p>
	委員	<p>特に県からは説明がなかったので、違いはないものと考えている。</p>
	学務課長	<p>本市の方針と県の方針及び細部事項には、「新採用」という文言が残っており、「新規採用」と混在している。県に確認の上、全て「新規採用」に修正する必要があるならば、そのように対応するなど、県の考え方に合わせてほしい。</p>
	教育長	<p>承知した。</p> <p>他に質疑がなければ、必要に応じて修正を加えることとして、本案を承認してよいか。</p>
	各委員 教育長	<p>承認</p> <p>議案第29号は、承認する。</p>
	教育長	<p>これをもって、令和6年第5回新座市教育委員会臨時会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">午後1時15分</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記